

剣淵町バルクリースによる低炭素設備導入調査事業仕様書

1. 委託業務名

剣淵町バルクリースによる炭素設備導入調査業務

2. 業務の概要

(1) 対象施設

施設名称	施設概要		所在地	対象設備区分
	竣工(年)	延床面積 (㎡)		
役場庁舎	1980	4,265.43	仲町 37 番 1 号	照明・ボイラー
健康福祉総合センター	1997	4,294.92	仲町 28 番 1 号	照明・ボイラー
剣淵小学校	1973・1974	4,195.00	西町 23 番 1 号	照明
剣淵中学校	1977・1978	4,636.00	西町 20 番 1 号	照明
剣淵高等学校	1988	2,659.01	仲町 22 番 1 号	照明
絵本の館	2003	1,798.11	仲町 15 番 3 号	照明
レークサイド桜岡	1993・1994	3,772.04	東町 5141 番地	照明
道の駅	2005	825.15	東町 2420 番地	照明
学童保育所	2010	299.26	西町 23 番 2 号	照明
剣淵町保育所	1992・2011	972.86	西町 4 番 1 号	照明
農業振興センター	1991	486.00	仲町 3 番 8 号	照明
地場産品加工研究センター	1983・1990	198.44	仲町 19 番 1 号	照明
農産物加工研究施設	1997	412.83	仲町 19 番 1 号	照明

(2) 現状把握調査

- ・ 図面による各設備の確認及び、対象施設におけるウォークスルー調査による各設備の確認（機種、数量等）
- ・ エネルギー使用量の把握方法としては、月ごとのエネルギー使用量（請求書等）から年間使用量を算出するとともに、必要に応じて、文献などや一時的な簡易計測を実施し、それより推計する。
- ・ 光熱水費の把握方法としては、請求書などからの調査や契約内容とエネルギー使用量から算出する。
- ・ 二酸化炭素排出量は、エネルギー使用量から各 CO2 排出係数を用いて算出する。

(3) 改修効果の分析（初期投資、ランニングコスト、検証等）

- ・現状把握調査結果を基に、対象施設の照明・空調設備のエネルギー使用量及び運転にかかる光熱水費を、現状と改修後の設備の効率差（現状設備と高効率機種を採用による効率差）を算出する。また、推計使用量から削減量を算出する。
- ・維持管理費を定量的に把握する調査方法について各種検討を行う。
- ・算出結果に基づき、機種の選定及び経済性の分析や比較検討を行う。

(4) バルクリースによるコスト削減効果の検討

- ・通常機器購入価格と一括購入（バルクリース）価格の比較をし、コスト削減効果を確認する。
- ・(7) で示す複数の組合せパターンに応じ調査結果を求め、それぞれ成果物とする。
- ・投資回収年数についてはリース料率を考慮した工事費（支払金額）を上記の調査結果から算出した削減料金で除した値を回収年数とし算出する。
※リース期間は15年を予定。（10年リース＋再リース5年間）

(5) 事業化の検討（事業範囲、経済性等）

- ・対象施設における設備の高効率化に向けた機種や数量を確定するとともに、省エネルギー化による費用対効果や、一括購入による削減効果等の経済性を検討する。

(6) 事業効果の検討（エネルギー消費量、二酸化炭素排出量等）

- ・調査の対象とする施設のエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量の削減効果を整理する。

(7) 改修対象施設の選定方法

- ・調査については、全ての施設で実施するものとするが、改修対象施設の選定は、老朽化の状況や、今後の統廃合等を想定し複数の組合せパターンで検証する必要があるため、契約締結後、詳細な打ち合わせを行った上で別途提示する。

3. 委託業務に係る要件

業務委託費用の上限は、20,000,000円（消費税込み）とする。

4. 業務期間（予定）

契約締結：平成30年8月上旬（予定）

契約締結日から平成30年9月まで

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本町が保有するものとする。受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 秘密の保持及び個人情報の保護等

この委託業務中に入手された町独自の情報、個人情報等は正しく管理され、漏洩及び不正使用が行われないよう必要な措置を講ずること。特に個人情報の保護については、本町個人情報保護条例を遵守すること。

7. 成果品

本事業による成果品は、「2. 事業の概要」に定める事項について、次の各号に定めるものを、調査結果報告書としてとりまとめ納品すること。

- ア. 業務報告書（任意書式）
- イ. 業務報告書（概要版）
- ウ. 各施設における調査結果
- エ. その他の本町との協議において必要とされたもの

8. その他

- (1) 事業者は、本仕様書に疑義が生じたときや本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本町担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本事業の完了実績報告および検査後に、本事業における補助金が減額又は変動した場合あるいは補助金の返還があった場合の差額分は、本町、事業者の間で協議し、起因者が負担するものとする。